⑼　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⑽　本工事は、別表１に示す試行等の対象工事である。

2　競争参加資格

次の⑴から⑾までに掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定建設工事共同企業体」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年８月７日付け中部地方整備局長）に示すところにより、中部地方整備局長から令和７年度新丸山ダム国道418号名場居川ＰＣアーチ橋第１期工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者又は、次の⑴から⑾までに掲げる条件をすべて満たしている者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）におけるプレストレスト・コンクリート工事の令和７・８年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和７・８年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成22年度以降に元請けとして、以下に示す同種工事の引渡しを完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

同種工事：下記の㋐～㋓の要件を全て満たすＰＣ上部工事の施工実績を有すること。

㋐　道路橋（Ｂ活荷重又はＴＬ－25以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁型式がラーメンまたはアーチ型式のＰＣ橋であること。

㋒　最大支間長が、130m以上であること。

㋓　架設工法が、片持ち張出し施工（ラーメン）またはピロン・メラン工法（アーチ）であること。

ただし、上記㋐～㋓は同一橋梁であること。

かつ、下記の㋔の要件を満たす橋梁下部工の施工実績を有すること。

㋔　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で、躯体高さ20m以上の工事。（歩道橋およびフーチングのみの場合は除く）躯体高とは、フーチング下端から沓座面までの高さとする。フーチングを有しない場合は、基礎（ケーソン・深礎）天端から沓座面までの高さとする。なお、沓座面の高さは、台座コンクリート・沓座モルタルは含まない。

なお、上記㋐～㋓と㋔は同一橋梁でなくてよい。特定建設工事共同企業体または、経常建設共同企業体（甲型、乙型）にあっては、構成員のそれぞれが全ての要件を満たす施工実績を有すること。

⑸　提出された技術提案の提案内容が発注者の設定している標準案と同等以上であること。

⑹　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　監理技術者又は主任技術者を配置する場合は、入札説明書に示す資格を有する者であること。

②　平成22年度以降に、元請けとして、同一の者が以下に示す工事の経験を有する者であること（ただし、配置する技術者が平成22年度以降に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を実績評価期間以前に加えることができる。）（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合に限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

同種工事：下記の㋕から㋖の要件を全て満たすＰＣ上部工事の施工実績を有すること。

㋕　道路橋（Ｂ活荷重又はＴＬ－25以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋖　橋梁型式がラーメンまたはアーチ型式のＰＣ橋であること。

ただし、上記㋕～㋖は同一橋梁であること。

かつ、下記の㋗の要件を満たす橋梁下部工の施工実績を有すること。

㋗　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚工事。（歩道橋およびフーチングのみの場合は除く）

なお、上記㋕～㋖と㋗は同一橋梁でなくてよい。

特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体（甲型、乙型）にあっては、構成員のそれぞれの配置予定技術者が、全ての要件を満たす工事経験を有する者であること。

当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　上記１⑵に示す工事に特定建設工事共同企業体として入札に参加する場合、その構成員は、単体有資格業者として入札に参加することはできない。

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

①　当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。

②　以下⑵㋑㋒の技術提案書等により最大64点の加算点を与える。

③　以下⑵㋐の評価項目について、入札説明書で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。

④　得られた標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

⑵　施工体制評価点及び加算点評価項目と審査項目

評価及び審査項目：以下に示す項目を評価又は審査項目とする。

㋐　施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）